

国の動き

衆議院・参議院による竹島の領土権の早期確立に関する請願採択

2006年
平成18年

第164回国会 本会議 第39号

平成18年6月16日(金)

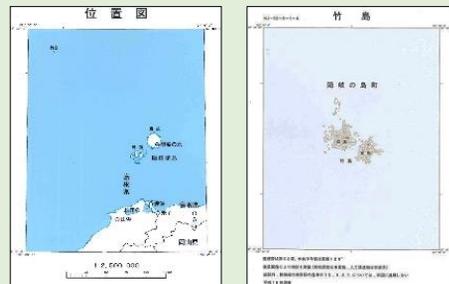
- 1 竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。
- 2 北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置し、国が国民への啓発活動に主体的な取り組みを進めること。

衆議院HPより

国土地理院が隠岐の島町2万5千分の1地形図・20万分の1地勢図を刊行

2007年
平成19年

国土地理院では平成19年12月1日に隠岐の島町の2万5千分1地形図、20万分の1地勢図を刊行した。2万5千分1地形図「西村」には挿入図として竹島の形状・地形が表示されている。これまで概略の形状を示しただけだったが、今回、人工衛星画像を用いて竹島の詳細を表示している。他の国内の地形と同様に扱うことで、日本領土であることをより明確にした。



隠岐の島町(島後)集成図より

外務省が『竹島問題を理解するための10のポイント』を発行

2月発行。日本語、英語、韓国語などを含めた9カ国語に翻訳されている。



2008年
平成20年

文部科学省が学習指導要領解説へ竹島を明記

中学校学習指導要領解説社会編に初めて竹島が明記された。

『我が国と韓国との間に竹島をめぐる主張に相違がある』

しかし竹島についてはあくまで解説のみの記述であり、学習指導要領本体への記述はなかった。



政府による韓国大統領の竹島上陸に関する抗議

8月10日、韓国の李明博大統領(当時)が竹島に上陸した。韓国大統領が竹島に上陸したのはこれが初めてだった。

野田佳彦内閣総理大臣(当時)は、遺憾の意を伝えるとともに、竹島問題について、国際法にのっとり、冷静、公正かつ平和的に紛争を解決するための提案を行う旨を伝えた。

竹島の領土問題について国際司法裁判所への共同提訴を正式に提案。

○国際司法裁判所への提訴

2012年
平成24年

竹島問題についての国際司法裁判所への合意付託等に係る韓国政府への提案

平成24年8月21日

1. 本21日(火曜日)、我が国政府は、韓国政府に対して、竹島問題を、国際法にのっとり、冷静、公正かつ平和的に紛争を解決する観点から、同問題について国際司法裁判所に合意付託すること及び日韓紛争解決交換公文に基づく調停を行うことについて提案しました。
2. 本件提案に係る口上書は、21日午後、在韓国日本大使館から韓国外交通商部に手交しました。外務省HP 報道発表より一部抜粋

1954(昭和29)年と1962(昭和37)年、韓国による竹島の不法占拠に対し、日本政府は竹島問題を国際司法裁判所に提訴することを提案しましたが韓国に拒否されました。2012(平成24年)3回目の提案に対しても韓国政府は応じないとの回答でした。外務省HP 報道発表より一部抜粋

衆議院・参議院による韓国大統領の竹島上陸に関する抗議

第181回国会 本会議 決議第5号
平成24年8月24日(金)

2012年
平成24年

島根県の竹島は、我が国固有の領土である。これは歴史的にも国際法上も疑いはない。しかしながら、韓国は、竹島を不法占拠し、施設構築等を強行してきた。韓国が不法占拠に基づいて竹島に対して行いかなる措置も法的な正当性を有するものではなく、決して容認できない。今般八月十日に李明博韓国大統領が竹島に上陸した。我が国はこのことを強く非難するとともに、竹島の不法占拠を韓国が一刻も早く停止することを強く求める。また、我が国政府は、断固たる決意をもって、韓国政府に対し、毅然とした態度をとり、我が国政府が一丸となって、竹島問題について効果的な政策を立案・実施するべきである。

衆議院HPより

内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」設置

第2次安倍内閣では初めて領土問題担当相のポストを設け、2013(平成25)年2月内閣官房に領土・主権対策企画調整室を設置。
同年4月「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」を設置し、計8回の会合を開催、報告書が提出された。

竹島問題に関する内外発信について

11. 竹島問題では、日韓関係の大局的観点に留意しつつ、長期にわたって日本の立場を適切に発信していく必要がある。そのためには、竹島問題に関する国内世論の啓発が極めて重要である。
12. 竹島問題に関しては、1950年代に韓国が力によって竹島を奪取し、不法な占拠を継続しているのに対し、日本政府がこの問題に関して国際司法裁判所付託を含む平和的方法により国際法に則って解決を追求してきた点を対比的に発信すべきである。

戦略的発信の強化に向けて「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会報告書」より 一部抜粋

その他、竹島に関する特別世論調査(平成25年6月)を実施、ホームページを開設し情報発信も始まり、子ども霞ヶ関見学デー(平成25、26年8月)では竹島に関するブースも設けられた。

竹島の日記念式典に初めて政府代表(内閣府政務官)が出席

2月22日(第8回)の竹島の日記念式典には初めて島尻安伊子内閣府政務官(当時)が出席した。
なお、竹島の日記念式典には翌年以降も政務官が出席をしている。※肩書は当時のもの

2013年
平成25年



島尻安伊子内閣府政務官(当時)



要望書手交

- ・2014年(第9回)
亀岡偉民内閣府大臣政務官
- ・2015年(第10回)
松本洋平内閣府大臣政務官
- ・2016年(第11回)
酒井庸行内閣府大臣政務官
- ・2017年(第12回)
務台俊介内閣府大臣政務官
- ・2018年(第13回)
山下雄平内閣府大臣政務官
- ・2019年(第14回)
安藤裕内閣府大臣政務官

外務省による啓発動画、啓発パンフレットの作成

竹島の領有権に関する一貫した立場「竹島は歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本の領土」を示す啓発物を作成した。

竹島問題の解説動画、『竹島問題を理解するための10のポイント』の改訂版、竹島問題パンフレット、フライヤー等。(竹島資料室でもこれらの啓発物を公開・配布している。)



解説動画



『竹島問題を理解するための10のポイント』の改訂版・竹島問題パンフレット・フライヤー

文部科学省による学習指導要領解説の一部改訂

領土に関する教育の充実を図るため学習指導要領解説の一部改訂を行った。

- 中学校学習指導要領解説
- 高等学校学習指導要領解説 地理歴史編・公民編



文部科学省においては、平成26年1月、我が国の領土に関する教育等の一層の充実を図るため、「中学校学習指導要領解説」のうち社会編の一部、また「高等学校学習指導要領解説」のうち地理歴史編及び公民編の一部について、所要の改訂を行いました。

（「学習指導要領解説」は、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するため、文部科学省が作成しているものです。）

内閣官房領土主権展示館 政府の取組について（文部科学省） より一部抜粋

○学習指導要領解説

・大綱的な位置づけである学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について、教育委員会や教員等に対し説明するため文部科学省の著作物として作成したもの。

令和元年度 第4回竹島問題を考える講座 竹島に関する教育の現状より一部抜粋

2014年
平成26年

内閣官房による「領土主権に関する教員等セミナー」の開催

都道府県教育委員会指導主事等を対象としたセミナー。

領土問題についての我が国の立場に関する正確な理解が浸透するよう、内外発信の強化に向けた取り組みの一環として、領土教育の理解を得るために初めて実施された。

竹島資料室見学にあわせて島根県教育委員会の取組を説明した。

期間：平成26年10月28日～31日開催
（うち29～30日に松江市、隠岐の島町を視察）
会場：竹島資料室研修室
演題：竹島問題と島根県の取り組み
講師：伊藤博敏竹島資料室啓発推進員
会場：竹島資料室



隠岐の島町内視察
久見地区・隠岐郷土館・隠岐自然館など



10月30日
会場：隠岐の島町立西郷南中学校
内容：竹島に関する学習の授業見学
絵本『メチのいた島』読み聞かせ
（杉原由美子さん）



2015年
平成27年

内閣官房が竹島資料ポータルサイトを公開

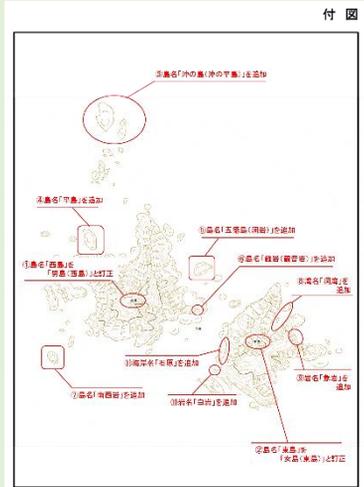
調査研究等に活用することを目的とした、島根県等の公的機関に所蔵されている竹島関連資料を紹介するサイトを公開した。

竹島関連資料の目録及び画像データを閲覧、検索できる。翌年には英語版も公開された。



国土地理院が竹島の地名表記を「西島・東島」から隠岐島民呼称の「男島・女島」に更新

国土地理院の地図表記について竹島の主な2島を「男島（おじま）」「女島（めじま）」とした。
 また、小島や岩礁も「沖の島」「五徳島（ごとくじま）」「錐岩（きりいわ）」「洞湾（どうわん）」など9つの名称を新たに付け、平成29年3月21日に正式申請し、4月1日付で更新された。
 今回の名称の訂正・追加は、地元隠岐の島町の申請により行われたもので、戦前の実測図調査や、地元で伝わる呼称の聞き取り調査を行い、島民により古くから呼ばれていた名称に更新された。



地名訂正申請書（付図：地理院地図）

文部科学省が小学校・中学校の新学習指導要領を公示、竹島を「我が国固有の領土」と明記

○学習指導要領の改訂

- ・ **小学校**
平成 29 年3月 31 日改訂告示→移行期間→平成 32 年度（令和2年度）から全面实施
- ・ **中学校**
平成 29 年3月 31 日改訂告示→移行期間→平成 33 年度（令和3年度）から全面实施

○北方領土・竹島・尖閣諸島の新学習指導要領における取扱い

学校	教科等		新学習指導要領（内容の取扱い）
小学校	社会	5年生	「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることを触れること。
中学校	社会	地理的分野	竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。 尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。
		歴史的分野	領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。
		公民的分野	「領土（領海、領空を含む。）、国家主権」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。

○学習指導要領と公示について

学習指導要領とは

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、国が学校教育法等に基づいて各教科等の目標や大まかな内容を定めているものです。学校の教育課程は学校教育法に基づいているため、**学習指導要領は法規命令の性格をもつ**とされています。

平成18年に改正された教育基本法を受けた現行学習指導要領は、小学校においては平成23年4月、中学校においては平成24年4月から全面实施されています。また、高等学校においては平成25年4月に入学した生徒から順次全面实施されています。

2018年（平成30年）2月22日 第13回「竹島の日」記念特別展示『全国に広がる竹島学習と啓発活動』より抜粋

2017年
平成29年

2017年
平成29年

新学習指導要領の公示

学習指導要領は、おおそ10年ごとに改訂されます。平成29年3月、小・中学校の新しい学習指導要領が公示されました（高等学校は平成30年3月）。

この度の改訂は「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しており、「何を教えるか」ではなく、「何ができるようにするか」という視点で整理されています。小・中・高等学校の接続・発展（縦軸）と各教科等の相互関係（横軸）で教科や学年の目標を整理し、育てたい力を1つの教科や学年で身につけていくのではなく、教科や学年の枠を超えて育てていくことを大切にしているということです。

2018年（平成30年）2月22日 第13回「竹島の日」記念特別展示『全国に広がる竹島学習と啓発活動』より抜粋

文部科学省が高等学校の新学習指導要領を公示、竹島を「我が国固有の領土」と明記

○学習指導要領の改訂

・高等学校

平成 30 年3月30日改訂告示→移行期間→平成 34 年度（令和4年度）から年次進行で実施

○新科目の設置

高校の学習指導要領の改訂について（新科目の設置）

- ・地理歴史科
 - < 必履修科目 > 歴史総合、地理総合
 - < 選択科目 > 日本史探求、世界史探求、地理探求
- ・公民科
 - < 必履修科目 > 公共
 - < 選択科目 > 倫理、政治・経済

○北方領土・竹島・尖閣諸島の新学習指導要領における取扱い

2018年
平成30年

学校	教科等		新学習指導要領（内容の取扱い）
高等学校	地理 歴史科	必履修科目	歴史総合 日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。
		必履修科目	地理総合 我が国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。
		選択科目	地理探求 「領土問題の現状や要因、解決に向けた取組」については、それを扱う際に日本の領土問題にも触れること。 また、我が国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。
	公民科	必履修科目	公共 我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。
選択科目		政治・経済 「国家主権、領土（領海、領空を含む。）などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。	

内閣官房が東京都内に「領土・主権展示館」を開館

島根県の竹島と沖縄県の尖閣諸島の領土主権問題について国民世論への啓発、国際社会に向けた発信の一環として説明資料等を展示する。

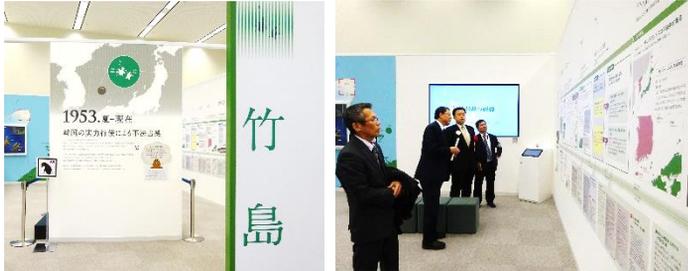
内閣官房領土・主権対策企画調整室が、日比谷公園内の市政会館地下1階に設置した。

なお、2020年（令和2年）には、虎の門三井ビルディング1・2階へ移転された。（令和2年1月21日）

移転後は、北方領土の資料を加え、面積は約7倍に拡張された。

「領土・主権展示館」は、竹島及び尖閣諸島が我が国固有の領土であることを示す歴史的資料や人々の営みを示す資料をまとめて紹介する初めての国の施設です。領土情勢が厳しさを増す中、日本の立場についての正確な理解が浸透していくよう、竹島及び尖閣諸島に関する内外発信の拠点として発展させていきます。

内閣官房 領土主権展示館施設概要より



領土・主権展示館



領土・主権展示館リーフレット、パンフレット

2018年
平成30年

外務省が外交青書で竹島を韓国による不法占拠と明記

外務省が国際情勢及び日本が行ってきた外交活動の概観を記録した「2018（平成30年版）外交青書」において、日韓関係の竹島問題について「韓国による竹島の占拠は不法占拠であり、国際法上何ら根拠がないまま行われていることは、これまで累次表明してきた」「竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年から現在に至るまで、3回にわたって、韓国政府に対し国際司法裁判所への付託等を提案してきたが、韓国政府はこの提案をすべて拒否している」という記述が初めて盛り込まれた。



日韓間には竹島の領有権をめぐる問題があるが、竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本固有の領土である。韓国による竹島の占拠は不法占拠であり、国際法上何ら根拠がないまま行われていることは、これまで累次表明してきた。日本は、竹島問題に関し、様々な媒体で日本の立場を対外的に周知するとともに、韓国国会議員等の竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や建造物の構築等については、韓国に対し、その都度強く抗議を行ってきた。また、竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年から現在に至るまで、3回にわたって、韓国政府に対し国際司法裁判所への付託等を提案してきたが、韓国政府はこの提案を全て拒否している。日本は、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に解決するため、今後も粘り強い外交努力を行っていく方針である。

平成30年版外交青書（外交青書2018）より一部抜粋

政府設置の「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」提言

2019年（令和元）年7月、領土・主権展示館の開館や学習指導要領の改訂をはじめ、それまでの政府の施策の成果や国内外の情勢の変化を踏まえ、内外発信に関する施策をより効果的に実施していくための方策について検討するための提言が、有識者懇談会から領土問題担当大臣に手交された。

2013（平成25）年4月、国際関係・国際法・歴史研究などに造詣の深い有識者の方々にお集まりいただき、「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」を設置しました。この懇談会では、我が国の領土・主権をめぐる情勢に関し、関係国の主張や国際的な認識をふまえて、我が国としてより効果的な内外発信を推進していく上での、今後の学術的な調査・研究の課題や国内啓発・対外発信のための方策の整理・検討を行うこととしています。その成果を同年7月に報告書としてとりまとめ、ご提出いただきました。2015（平成27）年6月には、それまでの政府の施策の成果や国内外の情勢の変化を踏まえ、前回の報告書のフォローアップとしての提言をご提出いただきました。2019年（令和元）年5月、領土・主権展示館の開館や学習指導要領の改訂をはじめ、それまでの政府の施策の成果や国内外の情勢の変化を踏まえ、内外発信に関する施策をより効果的に実施していくための方策について検討するため、改めて懇談会を開催し（第2期）、7月に提言をご提出いただきました。政府全体としても、この提言の中身をフォローアップするために、関係省庁が連携しながら取り組んでいます。

内閣官房 領土・主権対策室ホームページより一部抜粋

2019年
令和元年

領土・主権展示館 リニューアルオープン 2020（令和2）年1月21日に東京、虎ノ門に

「領土・主権展示館」は、平成30年1月25日に日比谷公園内の市政会館地下1階に開館し、尖閣・竹島問題に関する展示を行ってきた。この度、虎ノ門駅から徒歩1分、国会議事堂からも徒歩10分の場所に移転、オープンした。1階・2階合わせて約700㎡で、移転前の7倍の広さとなった。

移転後は北方領土の展示も加わり、映像、ジオラマ等を駆使し臨場感溢れる展示となり、学校教育にも活用でき、また外国人への対応も充実したものとなっている。

ビルの外観



1月20日に行われた開館式に丸山知事が出席、館内を見学した。



竹島コーナー



・江戸幕府による竹島渡海許可



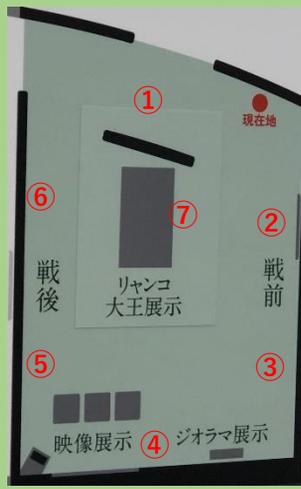
動画：江戸時代の絵図に見る日本人の竹島利用

・1905年 竹島を島根県に編入
・竹島に対する継続的な行政権の行使



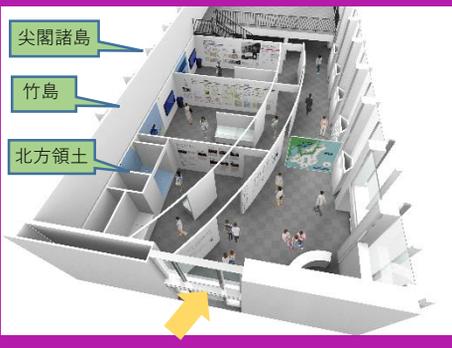
④左：ジオラマ
右：動画の視聴
・サンフランシスコ平和条約の作成経緯
・韓国の条約草案修正要請と米国の拒否
・要請の却下を受けて韓国がとった行動
・韓国による不法占拠後の対応

展示レイアウト図



1934（昭和9）年に竹島で捕獲されたニホンアシカの剥製「リャンコ大王」

館内見取り図・入り口（→）



・終戦・平和条約締結に向けた交渉



・平和条約署名・李承晩ライン・条約発効・韓国による不法占拠



日本の基本的な立場と、韓国の主張についても解説